

「能登半島地震復興ツーリズムに向けたコンテンツ造成事業」 運営業務委託に係る企画提案実施要領

1 目的

本業務は、能登を「応援するための旅行」ではなく、現地に赴いて現状を知り、地域の人々と交流しながら、学びと成長につながる体験を得る「体験型・共創型の復興ツーリズム」として新たな価値を提供することを目的とする。

復興ツーリズム会議やモニターツアーを通じて、震災の記憶と現在の復興の姿を伝え、参加者の視点から得られた気づきや意見をもとに今後に向けたアイデアを集約する。

また、企画開発の段階から効果的に情報発信・プロモーションを行うことで震災の風化防止を図るとともに、得られた成果を次年度以降の持続的な取り組みに繋げ、能登への誘客促進と地域の再生に寄与するものである。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名称：「能登半島地震復興ツーリズムに向けたコンテンツ造成事業」運営業務
- (2) 業務内容：別添「『能登半島地震復興ツーリズムに向けたコンテンツ造成事業』運営業務企画提案公募仕様書」のとおり
- (3) 委託期間：契約締結の日から令和7年12月26日（金）まで
- (4) 委託予定金額：19,063千円以内（消費税及び地方消費税含む）

3 スケジュール（予定）

項目	日 程
公募開始	令和7年4月23日（水）
企画提案参加の申し込み受付期限及び提出資料等に関する質問受付期限	4月30日（水）12時まで
質問に対する回答	5月2日（金）頃
企画提案書提出期限	5月16日（金）17時まで
審査結果の通知	5月下旬
委託契約の締結	6月初旬

4 参加資格

企画提案に参加することができる者は、次に掲げる条件の全てに該当するものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本企画提案実施に係る告示開始日において、石川県競争入札参加資格の停止期間中でないものであること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(5) 本企画提案実施に係る告示開始日までに納期が到来する国税及び都道府県税を滞納していないものであること。

(6) 当観光連盟の会員または会員になる意思がある者。

5 企画提案書の提出方法等

仕様書を踏まえ、次のとおり提出すること。

(1) 企画提案書の内容

a 全業務共通

- ・全体コンセプト
- ・企画概要
- ・組織図等実施体制表、必要人員や配置の計画、関係機関・関係者等の連携・協力について、体制や手法等を記載

b 実施経費

※留意事項

- ・本業務の目的を踏まえた提案をすること。
- ・イベントイメージの写真を示すなど、企画内容の具体的なイメージがつくような提案をすること。
- ・会場の使用条件等に合致した計画の提案とすること。

c 見積書（様式任意）〈1部〉

※留意事項

- ・宛先は「公益社団法人石川県観光連盟 理事長 庄田 正一」とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること（各項目の時間、単価、数量が判断できる内容とする。）。
- ・見積金額の表示は税抜金額、消費税及び地方消費税、合計金額を明記すること。
- ・見積金額が2（4）委託費用を上回った場合は、審査の対象としない。

(2) 企画提案書の様式等

- ・企画提案書はA4横、左上1点ホチキ留めにて作成
- ・企画提案書を保護する透明カバーは不要

- ・見積書は企画提案書内に綴じ込むこと
- ・提出する企画提案書は、会社名の記載が無いものを5部、記載の有るものを1部
(表紙に会社名、部署名、担当者名を表記) 提出

(3) 参加の意思確認

別紙様式1を参考に令和7年4月30日(水)12時までに電子メールで行うこと

(4) 質問の受付及び回答

- ①提出資料等に関する質問がある場合は、令和7年4月30日(水)12時までに、電子メール(文書)により提出し、件名は「業務委託企画提案質問」とすること
※電話等での質問は原則受け付けない。
- ②質問に関する回答については、上記(3)で、参加の意思を明らかにした事業者全員に対し、一括して電子メール(PDFファイル)で行う。

(5) 企画提案書の提出期限

令和7年5月16日(金)17時(必着)

※期限までに提出がない場合は不参加とみなす。

(6) 提出方法

以下のあて先に送付または持参すること。

※電子メールやFAXでの提出は受け付けない。

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

公益社団法人石川県観光連盟 プロモーション事業部

(7) 留意事項

- ①一提案者が複数の企画提案をすることは認めない。
- ②資料提出後の追加・訂正は認めない。
- ③提出された書類は、返却しないものとする。
- ④提出された書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。

6 企画提案書の審査について

(1) 実施方法

各事業者から提出された企画提案書を、審査委員が審査・採点を行い、最も高い評価を得られた企画提案書を提出した事業者を選定する。なお、書類審査とし提案者からのプレゼンテーション等は実施しない。

＜審査基準＞

①的確性

- ・業務内容を理解し、事業目的の達成に結び付く提案となっているか

②実現性

- ・費用対効果に優れ、具体的で実現性の高い提案となっているか
- ・本業務と類似した業務の実績はあるか
- ・業務スケジュールは適切か

③独創性

- ・申請者ならではのノウハウや創意工夫、独自性が見られるか
- ・より良い業務成果が見込める提案となっているか

④実施体制

- ・業務を円滑に実施できる体制及び能力があるか
- ・業務完了に至るまでのプロセスが明確に説明されているか

(2) 審査内容について公表しない。

(3) 審査結果については、別途通知するが、異議の申し立ては認めない。

7 企画提案にかかる失格要件について

次の事項に該当したものは、企画提案参加の資格を失う。

- (1) 本実施要領に定める条件や規定に従わないとき
- (2) あらかじめ審査に影響を与える恐れのある行為を行った場合
- (3) その他公正な企画競争を妨げる恐れのある行為等を行い、または行おうとした場合

8 委託契約の締結

- (1) 上記6により選定された事業者と協議を行い、協議が整った場合は、当該事業者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、(公社)石川県観光連盟と契約を締結する。なお、当該事業者との協議が整わない場合は、次点者と契約の交渉を行う。
- (2) 契約締結の協議においては企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案書の内容の追加、変更または削除を求めることがある。

＜連絡先＞ 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

(公社) 石川県観光連盟 プロモーション事業部

電話：076-201-8110 FAX：076-201-8280

電子メール：i-kankorenmei@pref.ishikawa.lg.jp